

令和6年度第1回いじめ総点検（報告）

- 1 日 時 令和6年9月11日（水）14:00～16:00
- 2 場 所 県立西新発田高等学校 図書室
- 3 訪 問 者 県教育庁生徒指導課 支援・相談班 2名
下越教育事務所 指導主事 1名
聖籠町教育委員会 指導主事 1名
聖籠町立山倉小学校 教 諭 1名
本校学校評議員 1名
- 4 参 加 者 校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事 1～4年次主任
- 5 内 容
 - ・ 自校いじめ対応マニュアルについて
 - ・ 自校体制チェックシートについて
 - ・ 事案発生時の校内体制について
 - ・ いじめ対策組織の会議記録の作成・保存について
 - ・ スクールカウンセラーとの情報共有について
 - ・ いじめに関するアンケートについて
- 5 指摘事項
 - ・ 警察との連携について、日頃から想定しておくこと
 - ・ 対応記録の押印欄を整理すること
 - ・ グループワークでの気づきを教職員で共有すること

今回のいじめ総点検を活かし、生徒が安全に学校生活を送ることができるように、全職員でいじめを見逃さない学校作りに取り組んでまいります。

【いじめの定義】

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

【いじめ類似行為の定義】

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」

新潟県いじめ防止基本方針